

本市と地方交付税制度との関係

地方交付税とは…

- 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する地方固有財源です。
- 用途は地方団体の自主的な判断に任されており、用途が限定されている国庫補助金とは性格が異なります。（用途制限のない一般財源）
- 標準的な行政経費及び標準的な税収入等により算定された財源不足額に対して交付される普通交付税と、災害等の特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。
- 平成13年以降、地方の財源不足額（折半対象）に対しては、その1/2を国は交付税総額の加算、1/2を地方は臨時財政対策債で対応しています。

本市の普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の推移

